

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月13日（水）午後1時53分から午後2時25分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和6年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番平野俊一委員、1番岡村咲津紀委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第29号についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

なお、本件は譲受人が同一ですので、整理番号62から整理番号71までを一括してご説明させていただきます。

整理番号62から71までの譲受人は●●●●さんです。

整理番号62の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は55㎡です。

整理番号63の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は田、面積は合計で957㎡です。

整理番号64の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は99㎡です。

整理番号65の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は15㎡です。

整理番号66の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は71㎡です。

整理番号67の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は329㎡です。

整理番号68の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は687㎡です。

整理番号69の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は田、面積は合計で1,383㎡です。

整理番号70の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は282㎡です。

整理番号71の譲渡人は●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は155㎡です。

今回、譲受人が19区画の建売分譲住宅地造成を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が19区画の建売分譲住宅地造成を目的に申請があったものです。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、周囲に擁壁または側溝を施工し、土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、宅地部分は宅内桝に集水して開発道路の側溝を経由して、既存の水路へ放流するように計画されているので問題ありません。

また、生活排水については、下水道へ接続するように計画されています。近隣農地への日照及び通風については、周囲に害のないよう十分配慮して建物配置を検討するように計画しています。

以上です。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は建売分譲住宅地の造成であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められ

ない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第29号、整理番号62から71は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第30号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第30号についてご説明いたします。

整理番号72から74までは、設定を行う者が同一ですので一括してご説明いたします。

里庄町長より令和6年2月6日と2月8日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認を求められています。

地目は畑が1筆で、面積は237㎡です。

設定を受ける者は●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんの3名で、借り受ける農地の面積については、それぞれ79㎡です。

設定を行う者は●●●●代表相続人●●●●さんです。

続いて、整理番号75と76について、設定を受ける者が同一ですので一括してご説明いたします。

里庄町長より令和6年2月16日と2月19日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認を求められています。

田が2筆、面積は合計で1,661㎡です。

設定を受ける者は●●●●さんです。

設定を行う者は●●●●さんと●●●●さんです。

続いて、整理番号77と78について、設定を受ける者が同一ですので一括してご説明いたします。

里庄町長より令和6年2月20日付けで農業経営基盤強化促進法に基づ

く農用地利用集積計画の承認を求められています。

田が2筆、面積は合計で440㎡です。

設定を受ける者は●●●●さんです。

設定を行う者は●●●●さんと●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われま

す。

議 長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第30号、整理番号72から78について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第30号、整理番号72から78は承認と決定します。

以上をもちまして、令和6年第3回総会を閉会いたします。